

「対象となるご契約」と「お返しする保険料等」について

【1】対象となるご契約

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約の申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除（以下、「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはクーリング・オフに関する説明書（重要事項説明書等）の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。

この期間内に必ず、弊社「クーリング・オフ窓口」宛に郵便にてご通知（8日以内の消印有効）いただくか、「メールでクーリング・オフを通知する」ボタンからご通知（8日以内の発信日有効）ください。

※ご契約を申し込まれた代理店では受け付けることができません。

【クーリング・オフができないご契約】

以下のご契約は、クーリング・オフができませんのでご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 郵送や情報処理機器等の通信手段（インターネット等の通信ネットワークを含みます。）により申し込まれたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約
- 予め訪問日をご通知いただき、かつ、そのご通知またはご訪問の際に保険契約の申込みをするための訪問である趣旨を明らかにされた上で、保険会社・代理店等の営業所等で申し込まれたご契約
- 預貯金口座への振込みによる方法で保険料を払い込まれたご契約

【2】お返しする保険料等

クーリング・オフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。

また弊社および取扱代理店・仲立人はクーリング・オフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリング・オフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日（始期日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日）から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。